

## グループホーム柳光運営規程

### [目的]

第1条 社会福祉法人太陽の村が開設する柳光（以下〔本所〕という）が行う指定認知症対応型共同介護事業（以下〔本事業〕という）は認知症の状態である者（以下〔認知症老人〕という）について、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、周辺症状を減少させ、認知症老人が精神的に安定して健康で明るい生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### [運営の方針]

第2条 1 本事業は、自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、認知症症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上での世話や機能訓練、その他必要な援助を行うものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 本事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び保険・医療又は福祉サービスを提供するもの等との連携に努めるものとする。

### [事業所の名称等]

第3条 本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称	社会福祉法人 太陽の村
(2) 所在地	奈良県吉野郡吉野町柳 1395 番 1

### [職員の職種、員数及び職務内容]

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名（兼務）  
管理者は、本所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護の実施に関し、本所の従事者に対し尊厳すべき事項について、指揮命令を行う。

2 計画作成担当者 1名  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡調整を行う。

3 介護職員 5名以上

介護職員は、利用者に対し必要な介護、世話及び支援を行う。

[認知症対応型共同生活介護の利用定員]

第5条 本所の利用定員は、9名とする。

[認知症対応型共同生活介護の内容]

第6条 認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 相談、援助

[介護計画作成]

第7条 1 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について利用者及び家族に対してその内容について説明し、同意を得ると共に書面にて交付する。

3 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努めるとともに、作成後の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

[利用料及びその他の費用等]

第8条 1 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額とし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準による額とする。

3 前2項の利用料のほか、利用者から次の事項の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

① 1ヶ月あたりの利用料（1ヶ月30日の場合）

	トイレ・洗面付	トイレ・洗面なし
居室料	51,000	48,000
管理費	11,000	
食費	48,000	
おやつ代	1,500	
水道光熱費	6,000	
合計	117,500	114,500

② 介護保険1割負担（1ヶ月30日の場合）

要支援2（761/日）	22,830
要介護1（765/日）	22,950
要介護2（801/日）	24,030
要介護3（824/日）	24,720
要介護4（841/日）	25,230
要介護5（859/日）	25,770

③ 加算（1ヶ月30日の場合）

初期加算 (30/日)	口腔衛生管理 体制加算 (30/日)	看取り介護加算	若年性認知症 受入加算 (120/日)
900	900	死亡前31-45日 72 死亡前4-30日 144 死亡前2-3日 680 死亡日 1,280	3,600
医療連携体制 加算（イ） (57/日)	医療連携体制 加算（Ⅱ） (5/日)	サービス提供体制強化 加算（Ⅱ） (18/日)	科学的介護 推進体制加算 (40/月)
1710	150	540	40
協力医療機関 連携加算 (100/月)	入院時費用 (246/日)	介護職員 処遇改善加算Ⅰ	
100	246	総利用単位数に18.6%を 乗じた単位数	

④ おむつ、理美容、行事参加費（150/回）、行事食費（食事単価を超過し発生した分の費用）娯楽共用費等日常生活において通常必要となる日常生活上の便宜の提供にかかる費用で、利用者に負担させる事が適当と認められる

ものについては、その実費を徴収する。

4 前項第4号の規定により徴収する費用実費の額は、利用者が途中で入居し、又は退去したときは、次の算式により算定金額をその月の費用負担額とする。但し、100円未満の端数が生じた場合は、それぞれを切り捨てるものとする。

$$\text{費用負担の金額} \times \text{当該月の実入居日数} \div 30$$

5 第3項に掲げる費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び金額に関して説明を行い、同意を得ることとする。

6 第2項による指定認知症対応型共同生活介護にかかる利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

#### [入居に当たっての留意点]

- 第9条
- 1 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、認知症老人で、少人数による共同生活を営む事に支障の無い者とし、次のいずれかに該当する者は入居の対象から除くものとする。
    - ① 認知症状に伴う著しい精神障害の有る者
    - ② 認知症状に伴う著しい行動異常の有る者
    - ③ 専門的医療行為を現在受けているか、将来受ける必要があると診断されている者
    - ④ 認知の原因となる疾患が急性の状態にある者
  - 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にある事及び共同生活が可能である事の確認を行う。

#### [衛生管理]

- 第10条
- 1 指定認知症対応型生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に共する水等については、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずるものとする。
  - 2 本所において感染症が発生した場合においては、蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

#### [緊急時等における対応方法]

- 第11条
- 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずると共に管理者に報

告するものとする。

#### [非常災害対策]

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する本所の防災計画を作成し、防火管理者又は火気、消防等について責任者を定め、当該防災計画に基づき年2回定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### [虐待防止に関する事項]

第13条 本所は入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備。
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

#### [苦情処理]

第14条 1 指定認知症対応型共同生活介護の提供にかかる利用者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講ずるものとする。

2 本所は提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第172条の2の規定による質問、照会又は、調査に協力するとともに、指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### [その他運営に関する留意事項]

第15条 1 本所は職員の資質の向上を図る為、これに必要な研修の機会を次の通り設け、必要な業務体制を整備するものとする。

① 採用時研修	採用後3ヶ月以内
② 継続研修	年4回
③ 認知症の研修	

2 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密は保持する。

3 業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させる為、職員が職員で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用計画に盛り込むものとする。

[その他]

第16条

この規定に定める事項の他、本事業の運営に関し必要な事項は、法人と本所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。

この規則は、平成27年8月1日から改正施行する。

この規則は、平成30年4月1日から改正施行する。

この規則は、令和1年10月1日から改正施行する。

この規則は、令和3年4月1日から改正施行する。

この規則は、令和4年9月1日から改正施行する。

この規則は、令和6年10月1日から改正施行する。